平成２７年（フ）第１０７７号
大阪府高石市高師浜２丁目４番22号、前住所
大阪府高石市高師浜４丁目６番17―103号
債務者　上野真由美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
埼玉県入間市大字上藤沢559番地５　サニーハイツ関谷Ａ202
債務者　三間　雅貴
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９３号
山形県東村山郡中山町大字長崎181番地
債務者　渡邉　吉男
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８５１号
名古屋市港区中川本町７丁目１番地の21　シーズンコート築地口Ⅱ103号
債務者　宮腰　竜一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉謙二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８１号
仙台市太白区長町３丁目２番30号　ラポール長町206
債務者　橋間　一郎
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７３３号
仙台市太白区西の平２丁目27番10号　ハイムルピナス204
債務者　堺　　愛
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７４４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ21棟17、従前の住所仙台市宮城野区栄４丁目３番15号　サンハイム島102
債務者　星　　佳子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
秋田県鹿角市花輪字西町236番地１
債務者　木村小百合
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第７１号
茨城県神栖市知手中央２丁目11番37―２号ル・ヴァン202
債務者　長田香緒里（旧姓小野・下村）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第４５６号
栃木県宇都宮市御幸本町4880番地105
債務者　本澤富美子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９５３号
千葉市中央区村田町893番地43　ピア大杉Ｃ203号
債務者　木村　正彦
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９３号
千葉県浦安市猫実１丁目10番３―204号　コープ野村浦安
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
千葉県木更津市祇園３丁目29番18号　ハイツ加奈101
債務者　大野　望美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９９号
千葉県木更津市八幡台５丁目29番９号
債務者　**廣**田　尚紀
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１０４号
千葉県君津市南久保３―６―26　ニューハイツ苅込Ａ―103、住民票上の住所千葉県富津市上飯野1676番地の３
債務者　釜崎　和人
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６１７号
川崎市宮前区平５丁目３番31号　ウィズ宮前102
債務者　田中　　悟
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係